

圓に、雞知村にも神社のさまをかけり、今の住吉の神社のことなるべしとなり、尙能く考合すべし。後村上天皇の康永元年九月十三日、太宰府の命により、放生會神事を興したりといへば、古來崇敬の名社たりしを知るに足る。明治七年六月郷社に列る。

社殿は本殿、拜殿を備へ、境内千二坪(官有地第一種)を有す。

例祭日 九月十三日

會計法適用

指定年月日

神饌幣帛料供進
指定期年月日

氏子戸數 未詳
崇敬者員數 未詳

○長崎縣對馬國下縣郡與良村大字豆酸郷社

祭神 天照大御神 遍々杵命 火々出見命
葦不合法命 天之忍穂耳命 多久頭魂神社

神武天皇の御宇、津島縣直建彌已命に勅して天神地祇を祀せられたまひし處にして、やがて其處に社を建てられしものにて、神功皇后三韓に向ひたまほんとせし時にも、此處にて諸神を祭らせたまひきと口碑にも傳ふ、神名帳考證に「多久頭神社、榜幡千々姫命、頭與千音通、非神魂命子多久豆玉命」とあり、神社観録には「多久頭は假字也、魂は多麻と訓べし、祭神明か也、豆酸郷豆酸村に在す、今悠紀宮と稱す、當國上縣郡天神多久頭多麻命神社、連胤云、當社を悠紀宮と稱し、上縣郡なるを主基宮と稱する事、故あるべし、委しく聞ま

ほし、古蹟集には、悠紀宮、主基宮といはず、中古より州俗天道社、または天神社と稱す、是州舊古の社にて神代の社制を存し、神龜磐坂の社境あり、一ノ塔二ノ塔と號すと云へり、神位續日本後紀、承和四年二月戊戌、對馬島下縣郡無位多久都神奉授從五位下、三代實錄、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島正五位上多久都神從四位下こと見え、神祇志料には「今豆酸上村龍良山に在り、悠紀宮と云ふ」とあり、地名辭書、龍良山の條に「山中に延喜式、多久頭神社あり、土俗悠紀宮と稱す、續後紀、承和四年授位の小祀とす、蓋姓氏錄神魂命の子、天多多久豆玉命を祭るとぞ」と載せたり、又太宰管内志に「多久頭神社、延喜式に、下縣郡多久頭神社あり、多久頭は他俱豆とよむべし、御名の義、いまだ考へず(上縣郡に多久頭麻神あり、似たる名なるかし、しひていはば、出雲國榜(タク)島などの如く、榜津にはあらぬか、なほよく考ふべし、さて續後紀六卷に、承和四年二月戊戌、對馬島下縣郡無位多久都神奉授從五位下三代實錄十七卷に、貞觀十二年三月五日(丁巳)、詔授對馬島正五位上多久都神從四位下などあり(正五位上を授け玉へる事は史にももれたるなるべし)、玉勝間に、下縣郡多久頭魂神社は豆酸郷豆酸村にあり、神階從四位上悠紀宮とも申す、又對馬國に、下縣郡多久頭神社は、高皇產靈尊の御子神を祭る、今豆酸郷豆酸村にあり」と見ゆ、合せ考ふべし、仁明天皇承和四年二月、無位多久頭神に從五位下を授け、清和天皇貞觀十二年三月、從四位下を授けたまひ、醍醐天皇延喜の御小社に列せらる、明治七年六月郷社に列す。

別に神殿を設けず、御山龍良山と號すを以て神體となして之を祭る、境内三百五十坪(官有地第一種)あり、豆酸といふ所に遙遠拜所あり、寛文九年宗對馬守義眞の改廢にかゝれり。

例祭日 十月十八日

會計法適用

指定年月日

氏子戸數 未詳
崇敬者員數 未詳
神饌幣帛料供進